

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

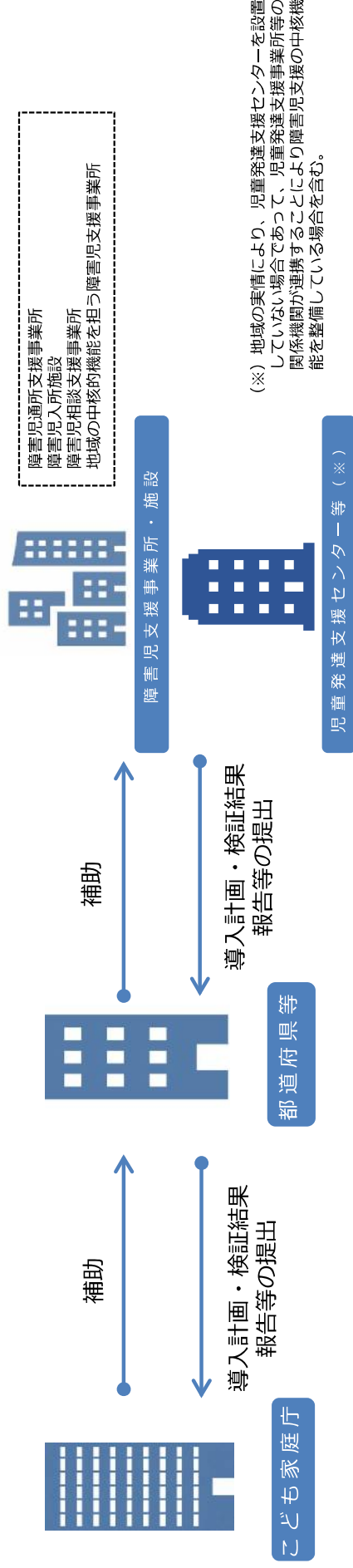
事業の概要

（１）障害児支援分野のICT導入モデル事業

- ・ 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- ・ モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

（２）児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- ・ 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
 【負担割合】 (A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))
 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4
 (B)事業所に対する研修 ((1)のみ)
 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】 (1)の(A) 1施設又は事業所当たり 1,000千円
 (1)の(B) 1自治体当たり 272千円
 (2)の(A) 児童発達支援センター等 1箇所当たり 800千円